

# 松島町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

松島町においては水田農業の基盤作物は水稲であり、長期にわたり本町農業・農村を経済的に支えてきたが、米消費の減少と米価の低落、及び消費者ニーズの多様化・産地間競争、さらには農業後継者不足や農業経営者の高齢化・兼業化が急速に進み厳しい状況化にあり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

そのために法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化に関する指針」を平成30年5月22日定めましたが年度の初めに見直しを行った結果により目標を以下のとおり定める。

## 第2 農地利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法

### ①担い手への農地の集積、集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標と実績

	管内の農地面積(A)	担い手への集積面積(B)	集積率(B/A)
平成31年3月	954 ha	500 ha	52.4%
令和2年3月	949 ha	533 ha	56.1%
令和5年3月	949 ha	572 ha	60.2%

(耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積)

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- (ア) 機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地
- (イ) 経営転換を希望する高齢農家等の農地
- (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について把握し、農地中間管理事業の活用等を推進する。
- (エ) 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動や、担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動を行う。

## ②遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B÷A)
平成31年3月	1,067 ha	41.61 ha	3.90%
令和2年3月	1,047 ha	49.70 ha	4.75%
令和5年3月	1,047 ha	34.00 ha	3.25%

(農地面積は、農業委員会が行う農地利用状況調査から集計)

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取組方法

- (ア) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割による農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地の利用意向調査を実施する。
- (イ) 利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- (ウ) 利用状況調査の結果を踏まえ、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。
- (エ) 利用状況調査によりB分類に区別された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## ③新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
平成31年3月	0	0
令和2年3月	0	0
令和5年3月	1	1

※担い手が不足している地域では、農地所有適格法人も地域の担い手になり得る事から、農地所有適格法人の参入促進を図る。

### (2) 新規参入の促進について

- (ア) 農業委員会のフォローアップ活動について  
農業委員及び推進委員は、新規参入の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。
- (イ) 高齢者等により農地の遊休化が深刻な地域については、農地の下限面積に別段の面積設定して新規就農者等を促進する。

## ④その他

この指針は、年度の初めに見直しを行うことを原則とする。